

→ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/maimaga/maill37/attach/pdf/maill37-2.pdf>

本資料及び過去の調査結果（相対取引価格）は、当省ホームページから御覧になれます。

→ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/aitaikakaku.html>

上記情報も含め、米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理した「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に公表しています。

→ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

★ 今年もやります！「農業法人を対象とした、需要に応じた生産の推進キャラバン」 ★

農林水産省では、需要に応じた生産を推進するため、昨年12月16日より全国各地で「需要に応じた生産推進重点キャラバン」を行い、現在のコメをめぐる状況や今後の米政策のあり方などについて、県庁・農業団体との意見交換を実施しています。

農業法人を対象とした「需要に応じた生産の推進キャラバン」についても、平成28年度に引き続き、平成29年度も本年4月より開催し、需要に応じた生産に向けた情報提供や意見交換等を行う予定です。

詳しくは最寄りの農政局までお問い合わせ下さい。

「すぐ分かる米政策改革！」農林水産省の柄澤政策統括官が、米政策の見直しについて分かりやすく解説する動画はこちら

→ http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_seisaku_kaikaku.html

★ 「飼料用米多収日本一」表彰の審査結果が発表されました ★

「飼料用米多収日本一」は、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）に定める飼料用米の生産努力目標及び「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月閣議決定）に定める飼料用米の生産コスト低減目標の達成に向けて、飼料用米生産農家の技術水準の向上を推進するため、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介するものです。

農林水産省及び一般社団法人日本飼料用米振興協会は、「平成28年度 飼料用米多収日本一」における農林水産大臣賞ほか各賞の受賞者を決定しました。農林水産省のホームページでは、受賞者が800kg/10aや900kg/10aを超える多収を実現するために取り組んだ内容もご紹介しております。ぜひ御覧下さい。

「飼料用米多収日本一」受賞者の取組概要はこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/press/seisaku_tokatu/kokumotu/attach/pdf/170303-2.pdf

★ 平成30年産以降の需要に応じた生産に向けた各地の取組状況－青森県編－ ★

平成30年産からは行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者が需要に応じた生産が行える状況になるよう、現在各生産地において、行政・生産者団体・現場が一体となって取組が検討されています。今回は青森県の取組についてご紹介します。

青森県は「つがるロマン」や「まっしぐら」、「青天の霹靂」などの県オリジナルの銘柄が作付けされており、なかでも「青天の霹靂」は米袋では珍しい青色の包装を使用したり、日本穀物検定協会の食味ランキングで平成27年のデビューから2年連続で特Aを獲得したりと注目を集めています。需要に応じた生産に向けては、県の再生協議会（青森県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会青森県本部、

青森県米穀集荷協同組合、青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会、青森県農業共済組合連合会、青森県担い手育成総合支援協議会、青森県）を中心に、具体的な取組について検討されています。また青森県では、県を挙げて、農林水産業を支える基盤である水、土、人づくりを進めながら、消費者が求めるものを生産して積極的に売り込んでいく、販売重視の「攻めの農林水産業」が推進されています。今回のメールマガジンでは「攻めの農林水産業」のうち、水田活用にかかる取組に着目し、平成28年の取組についてご紹介します。

【水田活用にかかる取組（平成28年度）】

1. 「青天の霹靂」をけん引役に県産主食用米の評価向上および販路拡大に向けた取組
 - ・ 「青天の霹靂」の食味向上を目指し、生産指導プロジェクトチーム合同研修会や、リモートセンシング技術を活用した「適期収穫マップ」、「タンパクマップ」による生産指導などを実施
 - ・ 全国の小売店等で展開されている「青森県フェア」などのイベントに参加し、「青天の霹靂」の試食販売を実施するなど、県内外で積極的なプロモーションを実施
 - ・ 生産者の良食味米生産の気運を醸成するため、「つがるロマン」、「まっしぐら」も含めた食味コンクール「あおもり旨い米グランプリ」を開催
2. 転作作物としての高収益作物の栽培推進
 - ・ 暗渠や排水路の整備など、転作可能な土地にするための基盤整備を実施
 - ・ にんにく、ブロッコリー等の作物の栽培技術向上や、たまねぎ等新たな作物の栽培を県内各地で実施
3. 「飼料用米等経営導入実証事業」の実施（平成28～30年度）
低コストの栽培技術の向上を図るため、県内の飼料用米生産に取り組む経営者に対して栽培方法別の収益性について実証委託をするとともに、その結果を情報発信し、飼料用米作付の普及を行う取組を実施
4. 水田農業の経営力強化に向けた取組
 - ・ 水田農業複合化による野菜産地の育成のため、「やさい栽培の手引」を改訂したほか、労働力不足を解消するため、労働力確保戦略センターの設置を支援
 - ・ 稲作の省力、低コスト化のための水稲V溝乾田直播栽培の実証展示圃を設置し、技術研修会を開催

青森県では、水田機能の維持およびフル活用を図るため、今後も主食用米の販路の維持、拡大に向けた技術指導およびPR活動や、水田での高収益作物への転作を促進するための基盤整備、支援策などに取り組んでいくこととしています。

★ 多収品種の紹介—30年産以降の生産調整に向けて（第9回）— ★

主食用米の需要量が減少傾向にある中、飼料用米等の非主食用米の作付の拡大によって補われてきたことにより、平成20年以降における我が国の水稲作付面積はほぼ一定水準を保っています。30年産以降の需要に応じた主食用米の生産に向けて、今後も非主食用米等の生産性向上・高付加価値化の取組を推し進めていく必要があります。より効率的で低コストの生産を実現するため、現在、全国各地域を栽培適地とした玄米収量の高い品種が開発されています。

本メールマガジンでは、平成28年9月に改訂された「多収米栽培マニュアル」に記載されている20の多収品種の特性と栽培における留意点についてご紹介します。

夢あおば

粗玄米重：722kg/10a（※）

日印交雑種の「上321」と「奥羽331号」（後の「ふくひびき」）を交配した後代から育成された東北中南部、北陸、関東以西向けの品種です。「コシヒカリ」等の中生熟期の主力品種の刈り取り前に収穫し、稲発酵粗飼料として利用することができます。地上部全重に加えて玄米収量も高く、飼料用米、米粉パン等加工用としても利

用可能です。玄米は大粒のため、一般品種と容易に識別することが可能です。湛水直播での苗立ち率が良好で、耐倒伏性も極強のため、湛水直播に適しています。

クサノホシ

粗玄米重：670kg/10a（※）

多収の「多収系175」を母、「アケノホシ」を父とした交配組合せから育成された飼料用品種です。玄米と地上部の両方が多収のため、稲発酵粗飼料としても利用可能であり、乳牛の嗜好性も優れます。長稈ですが、茎が太く強稈のため、直播栽培における耐倒伏性もあるとされています。脱粒性は難で、縞枯葉病に抵抗性です。多肥栽培に適しますが、極端な多肥は避ける必要があります。

※ 研究試験場における実証単収の一例であり、現地での収量は異なる

表. 各品種の特性一覧（「多収米栽培マニュアル」より一部抜粋）

品種名	栽培適地	早晚性	玄米粒形	耐倒伏性	耐冷性	脱粒性	除草剤感受性
夢あおば	東北中南部、北陸、関東以西	早生晩	大粒	極強	やや弱	難	抵抗性
クサノホシ	関東以西	晩生	やや大粒	やや強	—	難	抵抗性

（「多収米栽培マニュアル」はこちら）

→ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryoyoumai.html>

★ 平成28年産米の農産物検査結果について ★

平成28年産米の農産物検査結果（1月31日現在）を公表しました。

→ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/kome/attach/pdf/index-12.pdf>

★ 全ての事業者個人情報保護法が適用されます ★

個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から、現在、個人情報保護法の適用対象とされていない小規模の農林漁業者等（保有する個人情報が5,000人分以下の事業者）も、個人情報保護法の対象となります。

自分の経営や法人等が取引先や従業員の個人情報について、(1) 取得する際に利用目的を本人に伝えること、(2) 決めた目的以外に使わないこと、(3) 安全に管理すること、(4) 本人に無断で他人に渡さないこと等適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報の安全管理措置については、改正法の附則において小規模の事業者の円滑な事業活動に配慮すべきとされたことを受けて、中小規模事業者（従業員100人以下の事業者）に過度の負担とならないような手法例がガイドラインにおいて示されています。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」の「中小規模事業者における手法の例示」を確認しましょう。

個人情報を適切に取り扱って、取引先や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報保護法に関する御質問等については、「個人情報保護法質問ダイヤル」にお問合せください。

電話：03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

また、個人情報保護法の概要、よくある質問（Q&A）及びガイドラインについては、個人情報保護委員会ホームページに掲載されています。

→ <http://www.ppc.go.jp/personalinfo/>（外部リンク）

★ 「米に関するメールマガジン」のアンケートを実施しています ★

読者の皆さまにより有益な情報配信ができるよう、「米に関するメールマガジン」のアンケートを実施しています。今後、米に関するメールマガジンで取り上げて欲しい内容、メールマガジンに対するご意見ご感想等を募集しておりますので、宜しくお願い致します。

(回答はこちらから)

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/a44d.html>

★ 配信停止等は以下のサイトから ★

メールマガジンの配信停止や、メールアドレス等の会員情報の変更は、以下のサイトから手続きをお願いいたします。

→ <http://www.maff.go.jp/j/use/link.html> からお願いします。

配信停止、メールアドレス変更等には、パスワードが必要です。パスワードをお忘れの場合はパスワードの再発行が必要です。

メールマガジンの配信解除

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/can.html>

メールアドレス等の変更

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

パスワード再発行

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/re.html>

【米に関するメールマガジン】

発行：農林水産省政策統括官付農産企画課